

町長メッセージ

政府は5月4日、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を5月末まで延長することを決定しました。

これを受けて、福島県は、引き続き県をまたぐ不要不急の外出やイベントなどの開催自粛、施設の使用制限を継続して要請することになりました。

本町としては、5月6日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、町内幼稚園・小中学校を当面の間、休園・休校とし、公共施設の休館や町主催などのイベントの中止・延期を5月末日までとしました。

福島県が4月16日に緊急事態措置の対象となり、さらなる自粛と施設使用制限要請の延長で、生活の不安を抱えている方々も多いかと思います。一日も早く収束させ、元気な桑折町を取り戻すため、今後も引き続き皆さまの生命と暮らしを守るために、町の総力を挙げて新型コロナウイルス対策に当たってまいります。

皆さまにおかれましては、一人一人の行動がご自身と大切な人の健康と生命を守ることに繋がりますので、引き続き感染拡大防止のための行動を切にお願い申し上げます。

令和2年5月6日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長 桑折町長 高橋宣博

幼稚園・小中学校の休園・休校を延長します

新型コロナウイルス感染症対策として、4月21日から実施してきた町内幼稚園と小中学校の休園・休校について、県教育委員会から延長するよう要請がありました。これを受けて、**5月7日(木)以降も休園・休校を当面の間延長します。**

※現時点で再開期は未定です。なお、**5月7日(木)、13日(水)、20日(水)を小中学校の登校日、5月7日(木)、20日(水)を幼稚園の登園日とします。**

保育所・幼稚園預かり保育・小学校放課後児童保育（臨時申し込みも含む）については、これまでと同様（7:30～19:00）に実施しています。

～お願い～

保育所・幼稚園預かり保育・小学校放課後児童保育（臨時申し込みも含む）を利用している人で、家庭での保育が可能な場合は、感染拡大防止の観点から利用を見合わせることもご検討ください（各施設にご相談ください）。

☎ 子育て支援課 学校教育係、幼児教育係 ☎ 582-2403

半田山公園にお越しの皆さんへ

半田山自然公園では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、運営の一部を変更しています。公園全体の閉鎖はしていませんが、不要不急の外出自粛要請が続いていることから、感染者を出さないためにも3つの密を避けるようご協力をお願いします。

●管理センター施設……**当面の間、閉鎖します。**（管理人は常駐）

※トイレは、屋外の施設をご利用ください。

●キャンプ場施設の貸し出し……**当面の間、行いません。**

☎ 産業振興課

☎ 582-2126

新型コロナウイルス感染症対策情報

令和2年
5月7日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策
本部発行

内 容

- ・町長メッセージ
- ・幼稚園・小中学校の休園・休校を延長します
- ・半田山公園にお越しの皆さんへ
- ・「特別定額給付金」申請手続きのお知らせ
- ・「子育て世帯への臨時特別給付金」のお知らせ
- ・学びたい気持ちを応援！奨学資金特別貸与
- ・利子補給と信用保証料の補助を行います
- ・町ホームページやSNS、メルマガなどもご確認ください
- ・家庭から排出される「ごみの捨て方」
- ・家庭・室内で行う「簡単な消毒・清掃」
- ・相談窓口

「特別定額給付金」申請手続きのお知らせ

国では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うため、1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業を実施することになりました。

給付申請手続きについて、桑折町の対応をお知らせします。

◆オンライン申請受付を5月1日から開始しました

町では、5月1日金から、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始しました。申請内容を確認し、5月12日曜から順次、申請された銀行口座へ振り込みを行います。

■オンライン申請ができる人

マイナンバーカードを取得し、かつ本人確認のための署名用電子証明書を取得している世帯主

■オンライン申請方法

マイナンバーカードを手元に準備し、マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォンまたはパソコンで、「マイナポータル」にアクセスして申請します。

※パソコンからの申請は、マイナンバーカードを読み取るICカードリーダーが必要です。

オンライン
申請は
こちら

「マイナポータル」
<https://myna.go.jp>



固特別定額給付金事業 桑折町専用電話
(税務住民課内) ☎ 582-2112

◆郵送申請受付は5月13日から開始します

前回お知らせしたとおり、郵送申請書は5月12日曜に発送を予定し、システム改修や印刷などの準備を進めています。

給付については、申請書が役場に届いてから1週間程度で、申請された銀行口座へ振り込みます。

◆窓口での申請受付などは原則として行いません

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面での申請受付や現金給付は、5月中は原則として行いません。

※郵送またはオンライン申請が困難な人への対応は、現在検討中です。詳細が決まり次第、お知らせします。

◆お問い合わせ専用電話を開設しました

特別定額給付金についての問い合わせ対応のため、5月7日曜から専用電話を開設しました。

【専用電話：☎ 582-2112】(平日 8:30 ~ 17:15)

◆それ、給付金を装った詐欺かもしれません

特別定額給付金(仮称)に関して、町や総務省などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに、町や総務省などをかたった電話がかかってきたり、メールが届いたりしたら、福島北警察署 桑折分庁舎(☎ 582-2151)または警察相談専用電話「# 9110」にご連絡ください。

「子育て世帯への臨時特別給付金」のお知らせ

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みのひとつとして、児童手当を受給している世帯に対する給付金(一時金)の支給が決定されました。児童手当の対象児童1人につき1万円を上乗せする形で支給します。支給を受けるために、申請は不要です。

また、対象者への案内文の送付は、5月下旬ごろを予定しています。詳細は、後日郵送される案内文をご確認ください。

■対象児童

令和2年4月分の児童手当の対象となる児童
※ただし、同年3月分の児童手当の対象となる児童であれば、4月から新高校1年生になった場合でも対象となります。

■受給権者

令和2年3月31日において桑折町に住所を有し、同年4月分の児童手当を受給する保護者

※4月分の特例給付の受給者を除きます。

■給付額 対象児童1人につき1万円

■手続き 申請不要

■支給方法

6月の定期児童手当支給に合わせて、児童手当の登録銀行口座に振り込みます。

■公務員の人へ

公務員の人への支給に関しては、別途お知らせします。

※4月30日時点での情報です。

固健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133

学びたい気持ちを応援！奨学資金特別貸与

町では、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭の生計維持者の収入が著しく減少（家計急変）し、修学が困難となった在学中の学生・生徒を対象に、奨学資金の特別貸与を行います。

また、現在奨学資金の返還をされている人については、申し出により、返還の猶予を行います。

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的に修学困難と認められること
- ②本町に引き続き1年以上住所を有している者の被扶養者（学生・生徒の生計維持者が桑折町に在住していること）

■奨学資金の額

- ①大学・短期大学・専門学校入学者…30万円

- ②高等学校・専修学校・高等専門学校入学者…20万円

■必要書類など

【奨学資金貸与】

- ・奨学生願書
- ・在学していることが分かる証明書
- ・家計急変の状況を証明する書類
- ・同意書または出願者の属する世帯員の所得証明書

【奨学資金返還猶予】

- ・奨学資金償還猶予願
 - ・家計急変の状況を証明する書類
- 詳しくは、下記までご連絡ください。

☎ こども教育課 学校教育係 ☎ 582-2403

新型コロナウイルス感染症で事業活動に影響を受けた事業者の皆さまへ 利子補給と信用保証料の補助を行います

町では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた対象事業者の皆さんへ、利子補給と信用保証料の補助を行います。

制度名称	桑折町中小企業経営合理化資金	新型コロナウイルス対策特別資金	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）
対象者	桑折町商工会加盟事業者	売上高減少▲15%以上 または▲20%以上	売上高減少▲5%以上 または▲15%以上
融資限度額	500万円	8,000万	3,000万
保証料補助	全額補助（上限なし）	上限50万円	全額補助または一部補助（上限50万円）
利子補給	3年間 （上限100万円）	3年間 （上限100万円）	3年間 （上限なし）

☎ 産業振興課 商工観光推進室 ☎ 582-2126

※新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型も含む）を利用するには、町から該当するセーフティネットの認定を受ける必要があります。

※第1回目の返済が、令和3年3月31日までに実施される融資に限ります。

※各制度の詳細は、町ホームページ、金融機関、商工会または下記までお問い合わせください。

町ホームページやSNS、メルマガなどもご確認ください

町公式ホームページや町公式ツイッター、メール配信サービス「こおりメルマガ」では、随時新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を発信しています。

ホームページでは、「町長メッセージ」「特別定額給付金（仮称）について」「事業所のみなさまへ」「教育・子育てに関すること」「相談窓口」「施設・イベント情報」「感染予防対策」など、内容別に分けて、情報を見つけやすいように掲載しています。

☎ 総合政策課 広報広聴係 ☎ 582-2115



▶ ホームページ
<https://www.town.koori.fukushima.jp/>



▶ ツイッター
https://twitter.com/koori_official



▶ こおりメルマガ
<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/seisaki/3/7862.html>



家庭から排出される「ごみの捨て方」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭から排出されるごみについて、次の点にご注意ください。
具体的な感染防止策として、ごみに直接触れないことや、ごみがいっぱいになる前にごみ袋をしっかりと縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けんなどを使って手を洗うことなどがあります。

また、袋を縛ったときに隙間があり、密閉性をより高める必要がある場合は、ごみ袋を二重にして使うことも有効です。

ごみの捨て方

①ごみ箱に袋をかぶせます。
いっぱいになる前に、②のとおり、ごみ袋を縛って封をしましょう。



②マスクなどのごみに直接触れることがないようにしっかり縛ります。



③ごみを捨てた後は、石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



上記の「ごみの捨て方」に取り組むことで、家庭内だけでなく、ごみを扱う廃棄物処理業者にとっても、新型コロナウイルス感染を防ぐことに繋がります。感染症の拡大予防のため、ご協力をお願いします。

問生活環境課 エネルギー環境対策係 ☎ 582-2123

家庭・室内で行う「簡単な消毒・清掃の仕方」

室内で「手に触れる機会」の多い場所を消毒・清掃することは、新型コロナウイルス感染予防に効果的です。
下記を参考に、消毒液を使って拭き掃除をしましょう。

■消毒場所

玄関や部屋のドアノブ、手すり、スイッチ、テーブル、イス、電話機など

■消毒方法

次亜塩素酸ナトリウム0.05%（※）を使用します。消毒液を雑巾やペーパータオルなどに十分染み込ませて、上記場所を拭きます。

問健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

～ 消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）※の作り方 ～

原液が約5%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイターなど）の場合
原液5cc（ペットボトルキャップ約1杯）を水500mlに希釈
〈参考：厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A〉



相談
窓口

■感染が疑われる場合

福島県 帰国者・接触者相談センター
☎ 0120-567-747
（毎日 24 時間）

■症状の有無に関わらず、不安に思う場合

福島県 一般相談（コールセンター）
☎ 0120-567-177
【平日】8:30～21:00 【土日祝】8:30～17:15